

大阪市の就学相談

～ 障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて ～

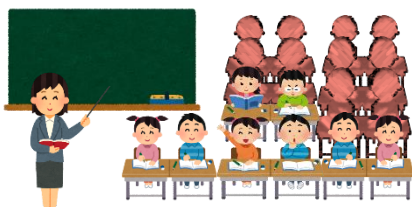
大阪市教育局

【基本的な考え方】

- 大阪市では、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育・保育の推進に努めており、地域の小学校・中学校・義務教育学校で学ぶことを基本としています。
- 障がいのある子どもの就学先を決める際には、本人・保護者の意向を最大限尊重しています。
- 通学区域の小学校・義務教育学校(前期課程)がすべての就学相談の窓口となり、相談や情報提供を行います。
- お子様を学校教育全体で受けとめ、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行います。



通常学級



個々の障がいに応じた配慮を受けながら、**通常の教育課程**に基づく指導を受ける。

特別支援学級

障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するため、**特別の教育課程**による指導を受ける。

学級種別

- ・弱視学級 ・難聴学級
- ・知的障がい学級
- ・肢体不自由学級
- ・病弱・身体虚弱学級
- ・自閉症・情緒障がい学級



通級による指導



通常学級に在籍する児童生徒が、一部、障がいの状況に応じた**自立活動等の特別の指導**を受ける。

【対象】

通常学級に在籍し、知的障がいがなく、おおむね学年相応の学習に参加できるものの、LD・ADHD・自閉スペクトラム症等の発達障がいや情緒障がい等による学習上・生活上の困難を改善するための特別の指導を必要とする児童生徒

※多様な学びの場として視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱のお子様を対象とした特別支援学校(府立支援学校)もあります。障がいの状態やお住まいの場所によって、通学区域が決まっています。詳しくは、通学区域の小学校・義務教育学校(前期課程)までご相談ください。

入学までの流れ

【入学までの流れ】

4月～ 【学校見学・就学相談の実施】

- 通学区域の小学校・義務教育学校(前期課程)に連絡し、できるだけ早く就学相談を行ってください。(5月頃には相談をはじめましょう)
- 学校の教育方針や教育環境についての説明を聞いたり、学習の様子や学校行事等を見学したりしてください。
- 「就学支援シート」(大阪市HPに掲載)をご活用ください。
障がいの状況や必要な配慮等について学校にご相談ください。
- 特別支援学校(府立支援学校)の学校見学、就学相談を希望の場合は、小学校・義務教育学校(前期課程)に申し込んでください。
- 8月末頃から9月にかけて、区役所からご家庭に「学校案内」が送付されます。
学校選択制の対象となる場合は、希望する学校を選択することができます。
(希望の状況によっては抽選になることがあります。10月末日が希望調査票の提出期限となります)



11月頃まで 【就学先の決定】

- 「通常学級(通級による指導)で学ぶ」「特別支援学級で学ぶ」「特別支援学校(府立支援学校)に就学する」等、就学先のご希望について、ご相談された小学校・義務教育学校(前期課程)にお伝えください。

10月～12月上旬まで 【就学時健康診断の実施】

- 小学校・義務教育学校(前期課程)で健康診断を行います。
就学時健康診断では、入学後の学校生活等についてご相談いただくことができます。

12月上旬

- 学校選択制の抽選 (該当する場合のみ)



1月末までに 【就学通知書の受け取り】

- 就学通知書とともに、入学説明会の案内等が、ご家庭に届きます。

※ 小学校・義務教育学校(前期課程):12月末ごろ

特別支援学校(府立支援学校):1月末ごろ



2月～3月頃 【入学説明会】

4月 【入学式】

【相談窓口】 通学区域の小学校・義務教育学校(前期課程)

学校名() 電話番号()

就学相談Q&A



Q: 就学相談はいつからできますか？



A: 就学する前年の4月頃からできます。それ以前でも、希望があれば相談できます。できるだけ早い時期から通学区域の小学校・義務教育学校(前期課程)にて就学相談を行ってください。

Q: 就学相談時に持って行くものはありますか？

A: お子様の障がいの状況がわかるような、参考となる資料がございましたらお持ちください。

【参考】「就学支援シート」「サポートブック」などをご活用いただくこともできます。

・(就学支援シート) <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000545291.html>

・(サポートブック) <https://www.elmosaka.org/support-book.htm>



Q: 就学相談では、どんなことが相談できますか？

A: お子様の障がいの状況から、どのような支援が必要なのかを相談できます。また、学校の様子を聞いたり、授業の様子を見学したりすることもできます。

Q: 特別支援学級は、どのような障がいの子どもが対象ですか？

A: 「弱視」、「難聴」、「知的障がい」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」、「自閉症・情緒障がい」があり、学校生活全般において、特別の教育課程による指導が必要な児童生徒が対象です。

【参照】

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」

文部科学省(平成25年10月4日)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm



Q: 障がいが重くても、地域の学校で学ぶことができますか？

A: 大阪市では、障がいの程度に関係なく、地域の小学校・中学校・義務教育学校で、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めています。就学先を決める際には、本人や保護者の方の意向を尊重しています。

Q: 特別支援学校(府立支援学校)も見学できますか？

A: 通学区域の小学校・義務教育学校(前期課程)を通して申込むことができます。

Q: 就学時健康診断はいつですか？

A: 各校によって時期は異なりますが、10月～12月上旬までに各校で実施します。通学区域の小学校・義務教育学校(前期課程)からご家庭に案内が届きます。学校選択制で通学区域の学校以外を希望される場合も、通学区域の小学校・義務教育学校(前期課程)で受診してください。



Q:障がいがあると、通常学級に在籍できないのでしょうか？



A:障がいがあっても、通常学級に在籍して必要な配慮を受けながら学ぶことができます。また、通級による指導を活用して、通常学級で学びながら一部特別の指導を受けることもできます。

Q:特別支援学級に入級するには必ず手帳や診断書が必要でしょうか？

A:特別支援学級や通級による指導は、障がいのあるお子様を対象としていますので、障がいの診断や専門家の判断等の情報は必要ですが、手帳の所持や診断書の提出は必要条件ではありません。障がいの状況ができるだけ客観的にわかるような情報を学校へ伝えてください。

Q:特別支援学級に在籍したら、通常学級の教室で学ぶことはできないのですか？

A:学べます。全ての子どもの学校生活の基盤は通常学級です。一人一人の障がい状況に応じて通常学級での一斉授業を通した学びや、個別・少人数による学びを組み合わせで行います。

Q:通級による指導では、どのような学びが受けられますか？

A:障がいに応じた「自立活動」を行います。

自分なりのできる方法をみつけたり、自分の特性を理解して効果的に練習したり、環境にうまく働きかけたりするなど、自分の力を可能なかぎり発揮して主体的に取り組もうとする力や態度を育てます。

【参照】

・「通級による指導」リーフレット

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000595594.html>



Q:通級による指導はどこで受けられますか？

A:まずは、在籍している学校の担任の先生に相談してください。障がいの状況や本人・保護者の願いを学校が十分に把握したうえで、通級による指導の利用を検討します。

本市においては、本人の通っている学校で通級による指導を受けることができる「自校通級」を段階的に拡充しています。これまで行ってきた他校で通級による指導を受けることができる「他校通級(*)」についても引き続き利用できます。

*〔言語障がい等〕大阪市立の他校通級開設校
〔難聴・言語障がい〕府立の聴覚支援学校（一部調整区域有）

Q:本人・保護者が希望すれば、特別支援学校への転学について相談をすることはできますか？

A:転学の相談は可能です。どのような障がい状況の変化等があって、転学の希望を出されているのかを学校及び教育委員会が把握する必要があります。教育課程の違いや教育環境が大きく変化することでのリスクなど、お子様の教育を第一に考え、市教育委員会と府教育委員会とが協議を行い、慎重に判断していきます。

就学・進学のかみ

本人・保護者

学校見学・就学(進学)相談の申込
就学(進学)先の希望

学校見学・
就学(進学)相談の申込

学校選択制

通学区域の小学校・中学校・義務教育学校

通常学級

通常学級+通級による指導

特別支援学級

- ・ 就学(進学)相談の窓口
- ・ 本人・保護者の意向を十分に尊重した相談
- ・ 小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校(府立支援学校)の教育について情報提供
- ・ 特別支援学校(府立支援学校)への就学希望がある場合、相談・見学の窓口
- ・ 校内委員会での学びの場の検討
- ・ 就学時健康診断実施【小学校・義務教育学校(前期課程)就学の場合】

連携

「個別の教育支援計画」
「個別の指導計画」
の作成

就学(進学)予定の
児童生徒に関する
報告と相談

必要な
情報提供と
環境整備

見学・相談依頼

特別支援学校
(府立支援学校)

教育委員会

教育・医療・福祉等
関係機関

※幼稚園、保育所、認定こども園、
小学校、中学校、義務教育学校、
こども相談センター等

審議

開催

教育支援会議

教育・医療・福祉関係者等で構成

大阪市の主な相談窓口

【特別支援教育一般、特別支援学級・特別支援学校(府立支援学校)への就学・進学相談】

○通学区域の小学校・中学校・義務教育学校 ☎ 通学区域の学校

○大阪市教育局 指導部インクルーシブ教育推進担当 ☎ 6327-1016

相談員が就学・進学に関する相談をお受けします。学校での生活や指導等、特別支援教育全般について相談できます。

【子どもにかかわる相談】

○大阪市北部こども相談センター ☎ 6195-4114

[北区、都島区、福島区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区にお住まいの方]

○大阪市南部こども相談センター ☎ 6718-5050

[阿倍野区、東住吉区、平野区にお住まいの方]

○大阪市中央こども相談センター(東部分室) ☎ 6926-4600

[東成区・生野区・城東区・鶴見区にお住まいの方]

○大阪市中央こども相談センター ☎ 4301-3100

[此花区・中央区・西区・港区・大正区・天王寺区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区にお住まいの方]

専門の職員が面接や必要に応じて心理検査等を行い、お子様の状態や家庭の状況を把握しどのような支援が必要か検討します。なお、不登校・学習・対人関係などの教育相談は一括して中央こども相談センターで相談を実施しています。

【子育てに関する相談について】

○各区保健福祉センター福祉業務担当(子育て支援室) ☎ 各区役所の子育て支援室
保育士や家庭児童相談員から、発達や子育てについてのいろいろな情報やアドバイスを得ることができます。また、地域の子育てグループや専門機関等の情報を得ることもできます。

【発達障がいに関する相談について】

○大阪市発達障がい者支援センター(エルムおおさか) ☎ 6797-6931

専門の相談員に相談ができます。発達障がいに関する情報提供や支援方法についてのアドバイスを受けることができます。

【特別支援学校(府立支援学校)について】

特別支援学校(府立支援学校)への就学については、通学区域の小学校・義務教育学校(前期課程)が学校見学・教育相談の窓口となります。障がい種別に応じたアドバイスを受けることができます。